

令和 8 年度離職者等再就職訓練事業
「情報処理・会計情報コース」に係る業務概要及び仕様書

1 目的

取得資格の関係分野への安定的な就業を支援するため、資格取得に必要な知識・技能の習得及び国家資格の取得を目的とした職業訓練を関係養成施設（以下「養成施設」という。）へ委託して実施するため必要な事項を定める。

2 委託業務

委託する業務は、次のとおりとする。

- (1) 訓練の実施
- (2) 訓練実施に伴う業務
- (3) 就職支援の実施

3 訓練の内容

- (1) 訓練コースの名称
「情報処理・会計情報コース」

- (2) 訓練期間
2 年間

- (3) 定員
3 人

訓練の実施形態（独立したクラスとして実施するか、本科生と同じクラスに編入して実施するか等）は、養成施設が設定する。

- (4) 訓練対象者

次のいずれにも該当するもの。

ア 公共職業安定所に求職申込みを行っている者

イ 公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者

ウ 概ね 55 歳未満の者

ただし、55 歳以上の者であっても、以下エ～キの要件を満たす場合は、当該求職者の状況に応じて対象者として取り扱って差し支えない。

エ 有期労働契約などによる非正規雇用労働者など、就業経験において不安定就労の期間が長いことや、安定就労の経験が少ないことにより能力開発機会が乏しかった者又は出産・育児等により長期間離職していた女性等

オ 国家資格等高い知識及び技能を習得し正社員就職を希望する者

カ 情報処理・会計情報コースを修了し対象資格等を取得する明確な意思を有する者

キ ハローワークにおける職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受け、職業経験の棚卸し及び職業生活設計等の結果、当該訓練の受講が必要と認められる者

ク 過去に当該訓練コース及び 1 年以上の公共職業訓練（委託訓練）を受講（正当な理由の無い中途退校も含む）したことの無い者

ケ 高等学校を卒業した者（新規学卒未就職者は除く。また、学卒未就職者であって受講申込み時点で学校卒業後 1 年以上経過していないものも対象から除く。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者

- (5) 入校選考

養成施設において筆記試験、面接試験等により入校選考を行う。なお、入校選考に係る経費は養成施設の負担とする。

養成施設の選考結果を踏まえ、峡南高等技術専門校長が入校者を決定する。

(6) 訓練開始年月

令和8年4月

(7) カリキュラム

関係各省が定める関係資格取得養成課程の基準を充たしていること。カリキュラムについては、養成施設が案を作成すること。

(8) 訓練時間

1年間の総訓練時間を700時間以上とする。

土曜日、日曜日、祝日、その他養成施設が休日とする日は訓練を実施しない。

あらかじめ定める訓練時間（以下「訓練設定時間」という）は、「入校式」、「修了式」、「公共職業安定所における就職支援を受ける時間」及び「学校行事に係る時間（ただし、関係資格取得や修了のために必要となる学校行事に係る時間を除く）」を除き訓練として行う時間とする。なお、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングについては、訓練設定時間に含めて差し支えない。

1単位時間を45分以上60分未満とする場合にあっては、当該1単位時間を1時間とみなす。また、1単位時間を90分とするものは、当該1単位時間を2時間として算定することとする。

(9) 訓練を指導する者、教科内容、施設・設備等

関係各省が定める関係資格取得養成課程の基準を充たしていること。

(10) 訓練の実施方法

ア 学科の科目については、通信の方法のうち、テレビ会議システム等を使用し講師と受講生が映像・音声により互いにやりとりを行う等の同時かつ双方向に行われるもの（以下「オンライン」という。）によっても行うことができる。ただし、民間教育訓練機関において、通所の訓練に相当する訓練効果を有すると認められるものに限る。

イ オンラインによる訓練は「なりすまし」による不正受講を防止するため、訓練受講時に受講生本人であることをWEBカメラ、個人認証ID及びパスワードの入力、メール、電話等により確認できるものを原則とすること。

ウ オンラインによる訓練を行う場合には、通所による訓練の時間を総訓練時間の20%以上確保することを原則とし、集合訓練、個別指導、面接指導等を実施すること。なお、通所による訓練の実施にあたっては、訓練効果を高める時期に設定すること。

エ 指定養成機関にて実施する公的職業資格のうち国家資格の取得を訓練目標とするもの及び、学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了を目指すものについては、上記ア～ウの規定に関わらず、養成課程又は専門職大学院課程の履修の手法として認められたものであれば、委託訓練を実施する方法として認める。

オ オンラインによる訓練の受講に必要な設備（パソコン等）及びインターネット接続環境（モバイルルータ等）について、委託先機関が受講生に無償貸与できない場合においては、受講生が自ら用意するものとし、通信費は受講生が負担するものとする。なお、オンラインによる訓練の受講に必要な設備・推奨環境等（委託先機関において用意する設備等があればその内容を含む。）は、受講生募集案内等に明記するほか、受講者説明会等において説明すること。

4 訓練実施に伴う業務の内容

(1) 訓練に係る事務

ア 毎日行うこと

- ・ 訓練生の出欠席管理及び指導
- ・ 欠席、欠課、遅刻、早退の届出提出指導及び管理
- ・ 出席簿への記入
- ・ 講師による指導日誌の作成

イ 毎月行うこと

- ・ 当月の出席簿及び指導日誌を翌月初めに峡南高等技術専門校に提出

ウ 6月毎に行うこと

- ・ 訓練生の能力習得状況の把握及び峡南高等技術専門校への報告

エ 修了時に行うこと

- ・ 修了者の就職状況の把握及び報告
- ・ 委託業務完了報告書の提出

オ 随時行うこと

- ・ 訓練生の健康管理
- ・ 災害発生時の安全確保に備え、避難場所と避難経路の確保及び訓練生への周知、避難誘導員の配置等適切な危機管理対策
- ・ 事故、災害等発生時の訓練生の安全確保のための対応と峡南高等技術専門校への連絡
- ・ 記入済み欠席、欠課、遅刻、早退届を峡南高等技術専門校に提出
- ・ 訓練生へのアンケート実施と峡南高等技術専門校への提出

(2) 雇用保険事務

- ・ 通所届とその関係書類の作成及び訓練生の指導
- ・ 受講証明書とその関係書類の作成及び訓練生の指導
- ・ 関係書類の取りまとめと峡南高等技術専門校への提出（期日厳守）

(3) 職業訓練手当事務

- ・ 職業訓練手当支給請求書の作成指導
- ・ 請求書の取りまとめと峡南高等技術専門校への提出（期日厳守）

(4) 職業訓練受講給付金事務

- ・ 関係書類の作成及び訓練生の指導
- ・ 訓練生の職業訓練受講給付金支給申請にかかる受講証明を行うこと。

5 就職支援の内容

- (1) 養成施設にキャリアコンサルタント又はキャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）を配置（訓練実施日数のうち50％以上の日数は、養成施設にて業務を行うこと。）するとともに、次の支援を行うこと。ただし、平成30年度以降に新規に委託する養成施設については、キャリアコンサルタントの配置は、当面必須としない。

ア ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施すること。（訓練期間中に3回以上）

イ ジョブ・カードの「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（様式3-3-2-2）」（委託訓練実施要領別紙14）を活用した能力評価を実施すること。

ウ 訓練修了1箇月前を目途に、就職先が決まっていない訓練生に対し公共職業安定所への誘導を行うこと。

エ 訓練修了者及び就職のための中退者の訓練修了後3箇月以内の就職状況（就職のための中退者の場合は、中退時の就職状況）の把握（就職状況報告（同要領別

紙 1 - 1)) 及び 峽南高等技術専門校への報告を行うこと。(就職状況報告一覧(同要領別紙 1 - 2))

オ 訓練を修了し、訓練修了後 3 箇月以内に訓練に関連する職業に就職した者(内定、日雇い、1 週間の所定労働時間が 20 時間未満の雇用契約及び自営を除く。)

(以下「修了就職者」という。)を対象とした定着支援を行うこと。就職後 6 箇月間において、最低月に 1 回以上の頻度で修了就職者に就業状況を対面、電話又はメールなどによりヒアリングを行い記録すること。(就業状況ヒアリング記録管理簿(同要領別紙 17)) また、ヒアリングにより、受講した訓練で習得した知識・技能に課題を抱えていることが認められた場合は、適切な助言又は必要に応じて補講などのフォローアップを行うこと。なお、補講により発生する費用は、あらかじめ修了就職者の同意を得た上で自己負担として実施すること。

カ 上記オの修了就職者が就職後 6 箇月(就職日から 180 日間)継続して雇用されているかの状況把握(就業状況報告(長期高度人材育成コース)(同要領別紙 18)) 及び 峽南高等技術専門校への報告を行うこと。(就業状況報告一覧(同要領別紙 19))。なお、報告の際には、就業状況報告(長期高度人材育成コース)(同要領別紙 18) 及び 就業状況ヒアリング記録管理簿(同要領別紙 17)を添付すること。

(2) 上記(1)のほか、養成施設は、職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導、職業相談及び安定所やその他職業紹介機関から提供された求人情報の提供、無料の職業紹介の届出又は許可を受けている場合及び有料職業紹介の許可を受けている場合については、求人開拓及び職業紹介等の訓練生の就職に資する各種取り組みを行うこと。

6 契約期間

契約期間は、訓練開始月から定着支援に係る就業状況報告の報告期日(訓練修了日の翌日から起算して 290 日以内)までとする。

7 訓練生の身分の扱い

訓練生は、峽南高等技術専門校の訓練生であると同時に、養成施設の学生として位置づけること。

8 修了の決定

訓練の修了は、訓練生が総訓練設定時間の 80%以上の訓練受講時間があり、養成課程の修了(卒業)要件を満たしていることを養成施設からの報告により確認のうえ、峽南高等技術専門校長が決定する。

9 委託費

(1) 訓練実施委託費

ア 委託費は、暦月毎に訓練生 1 人当たりの月額単価を乗じて算出する。ただし、養成施設における一般のコースにおける授業料等を超えた月額単価を設定することはできない。

イ 委託費は、契約書に記載された年度毎の契約額の範囲内において、年度毎に要した委託費について、年度末をもって養成施設からの請求により支払うものとする。ただし、必要に応じて 3 箇月を単位として、3 箇月経過毎に養成施設からの請求により支払うことができる。

ウ 暦月毎において、あらかじめ定められた訓練設定時間の 80%に相当する時間

の訓練を受講した場合、当該期間を支払対象月とする。

エ 算定基礎月において訓練設定時間の80%に相当する訓練を受講していない場合であっても、3箇月を単位として当該3箇月における訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、当該3箇月全期間について支払対象月とする。若しくは、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間（訓練生が中途退所した場合は退所までの期間）における訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、全訓練期間について支払対象月とする。

オ 訓練期間中に、夏季冬季等の休日がある場合は、委託費の支払いにおいては、当該休日を訓練を受講した日とみなして取り扱うこととする。

カ 委託費支払いの算定基準において例外となる欠席についての取扱い

訓練生が以下に定める(ア)から(ウ)の理由により訓練を欠席した場合は、その期間については、委託費支払いの出席要件80%以上の算定に当たって、算定対象としないものとする（訓練設定時間から除くものとする）。ただし、訓練終了日までに下記キの補講等を可能な限り行うものとする。

(ア) インフルエンザ等の感染症（学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症をいう。以下同じ。）に感染し、他の訓練生の健康に被害を与え得る訓練生が、峡南高等技術専門校長の指示により出席停止となった場合、又は自宅待機が必要であったと峡南高等技術専門校長が認める場合

(イ) 大規模な災害が起こった等により、当該地域一帯が災害等の影響によって交通機関の運行が終日ストップする、局地的な災害ではあるが交通が遮断されるなど回復するために1日以上の上の時間が必要となるなど、当該実施日において訓練実施施設に通所することが困難な場合（ただし、人身事故や交通事故で一時的に交通機関の運行がストップする場合など一時的な事象は含まない。）

(ウ) 法律による裁判への参加や出廷（裁判員又は補充裁判員、刑事又は民事訴訟手続きにおける証人等）並びに裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日における裁判所への出頭が必要な場合

なお、上記の(ア)の場合において、感染したことの確認は、医師又は担当医療関係者の証明書等の証明書類（薬剤情報提供書（医療機関又は調剤薬局の処方箋等）、診療明細書や領収証を含む。）を提出させることにより行うものとする。また、親族（民法第725条に規定する親族、すなわち6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいう。以下同じ。）又は訓練生本人の同居人（上記親族以外の者を指す。以下「同居人」という。）がインフルエンザ等の感染症に感染し、医師又は担当医療関係者が、訓練生本人を含む親族又は同居人の自宅待機が必要と判断した場合についても、同様の取扱いとする。さらに、上記の(イ)から(ウ)の場合において、欠席理由の確認は、官公署長等（例えば市町村長、鉄道の駅長、裁判所書記官など）から、被災証明書、罹災証明書、呼出状、案内状等を提出させることにより行うものとする。

キ 補講等の取扱い

受講料は無料としており、補講等を実施する場合の費用についても、訓練生の負担とはしないものとする。また、当該補講等を実施したことにより、欠席した時間と同程度の受講が認められる場合、訓練設定時間数を上限とし、受講時間として算出して差し支えないものとする。

ただし、訓練終了（予定）日の翌日以降に実施する補講等は、費用を徴収しない場合でも、委託費の算出対象となる訓練実施時間には含まないものとする。

なお、関係資格取得に係る法定講習であって、無料講習等の実施が困難な訓練コースは、資格取得のために必要な補講等を実施する場合、その補講費用を訓練生の負担とすることができ、当該補講等を実施した時間については、以下のとおりとする。なお、補講等に係る費用を訓練生が負担する必要がある場合、必ず訓練コースの募集時にあらかじめ訓練受講希望者に対し、費用負担額を周知すること。

(ア) 補講等に係る費用を訓練生から徴収する場合

補講等分の時間は訓練受講時間の算定に含めないこととする。

(イ) 補講等に係る費用を訓練生から徴収しない場合

補講等を実施したことにより、欠席した時間と同程度の受講が認められる場合、訓練設定時間数を上限とし、訓練受講時間として算出することとする。

(2) 定着支援委託費

ア 修了就職者について、就職後の定着支援として上記 5 (1) オ及びカの業務を行い、就職後 6 箇月間（就職した日から起算して 180 日間）継続して雇用されていた場合は、定着支援に必要な経費相当額として、当該継続雇用された修了就職者について、1 人あたり 50,000 円（外税）を支払うものとする。

イ 委託費は、上記 5 (1) カの報告を確認後、養成施設からの請求により支払うものとする。

10 留意事項

(1) 訓練生が養成課程を修了できるよう 2 年間のカリキュラムの円滑な実施について十分な配慮を行うこと。

(2) 個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報特記事項」を遵守すること。

11 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託訓練実施要領（（「総合雇用対策」等に基づくあらゆる教育訓練資源を活用した委託訓練の推進について）（平成 13 年 12 月 3 日付け能発第 519 号）別添「委託訓練実施要領」）、新ジョブ・カード制度の推進について（平成 27 年 9 月 30 日付け能発 0930 第 16 号）、「求職者支援制度業務取扱要領」（平成 23 年 9 月 1 日付け職発 0901 第 4 号、能発 0901 第 5 号）及び委託訓練事務処理の手引きの定めるところによる。

なお、本業務は、国の予算又は通達改正その他の理由により変更等になることがある。